

## 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う 留意事項のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0824第5号」により特定疾患治療管理料の算定  
方法の留意事項が一部改正された旨、通知されましたのでご案内いたし  
ます。

敬 白

記

■ 適用日 平成 27年 8月 24日から適用

### ■ 特定疾患治療管理料の留意事項改正

B001 特定疾患治療管理料  
2 特定薬剤治療管理料

薬剤名	検査項目	特定薬剤治療管理料 (同一患者月1回)		加算点(初回月)	備考
		1~3ヵ月	4~6ヵ月		
トリアゾール系抗真菌剤 [入院中] (重症又は難治性真菌感 染症又は造血幹細胞移 植)	ポリコナゾール	470点	235点	280点 (薬剤の投与を行 った初回月のみ 加算)	

ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤  
を投与（造血幹細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限  
る。）しているもの